おいて「先端半導体・人工知能関連技術措置」という。）に要する費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

一　選定事業者が選定実施計画に従つて実施する特定取組に関する措置

二　先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

三　先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

四　前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置

2　前項に規定する費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による公債（以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

（先端半導体・人工知能関連技術債等の償還）

第七十条　先端半導体・人工知能関連技術債等（先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第七十二条第二号において同じ。）をいう。同号において同じ。）については、同条の規定による繰入金により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

（先端半導体・人工知能関連技術措置に係る歳入歳出の経理）

第七十一条　先端半導体・人工知能関連技術措置並びに先端半導体・人工知能関連技術債の発行及び償還に係る歳入歳出は、先端半導体・人工知能関連技術措置が内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずるものであることを踏まえ、先端半導体・人工知能関連技術措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる先端半導体・人工知能関連技術勘定において経理するものとする。

（財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第七十二条　次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間においては、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円（株式会社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額）に達するまでの金額を繰り入れることができる。

一　先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用　令和七年度から令和十二年度までの間

二　先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの　令和七年度から令和三十二年度までの間

（特別会計に関する法律の適用）

第七十三条　第六十九条第一項の規定により先端半導体・人工知能関連技術債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七章　雑則

（資金の確保）

第七十四条　政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2　前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（報告の徴収）

第七十五条　経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

2　経済産業大臣は、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

第五十七条第一項第二号中「第五十一条第一項第五号、第八号」を「第四十七条第一項第五号」に、「及び第十六号」を「、第十号及び第二十二号」に改め、同項第三号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十六条第一項中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「第五十一条第一項の第一種信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条第二項中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十五条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「前条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十七条とする。

第四章第三節に次の四条を加える。

（第二種信用基金）

第五十三条　機構は、第四十七条第一項第十二号に規定する社債及び資金の借入れに係る債務の保証、同項第十五号に規定する社債及び取組資金の借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、第三十九条第二項の規定により政府から第二種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

（長期借入金及び情報処理推進債券）

第五十四条　機構は、令和七年度から令和十四年度までの間において、第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は情報処理推進債券（以下この節において「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　経済産業大臣は、第一項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第五十五条　政府は、令和七年度から令和十四年度までの間において、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。